

総基料第 58 号

平成 26 年 3 月 31 日

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長

吉良 裕臣



実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等）」（平成 26 年 1 月 29 日諮問第 3062 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 26 年 3 月 31 日情郵審第 20 号）がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことに伴い、終了後の税率を用いて接続料を再算定した上で、可及的速やかに補正申請を行うこと。
- 2 平成 25 年度以降に災害特別損失を計上し、それを平成 27 年度以降の接続料原価に算入する場合には、接続会計の公表の際に、その設備区分別の内訳についても公表すること。また、接続事業者の予見性を確保する観点から、接続事業者に対し、災害特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に開示することに

について検討すること。

- 3 料金回収手数料の原価のうち自社のシステム関連費用の実績値については、平成 26 年度から平成 30 年度までの算定期間中、毎年度、接続事業者に従来開示されていた情報と同程度の情報を事業者説明会の場等において接続事業者に開示すること。また、同期間中、毎年度、接続料の認可申請時まで、業務区分ごとの自社のシステム関連費用の実績値を総務省に報告すること。
- 4 NTTファイナンス株式会社が行う料金業務について、電気通信事業法第 33 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせるとともに、毎年度、当該措置の内容を総務省に報告すること。
- 5 光屋内配線加算料及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成 26 年度中に再計測を行い、その結果を平成 27 年度以降の光屋内加算料等の算定に用いること。また、再計測の結果を踏まえ、作業時間の定期的な再計測の要否を判断し、その結果を平成 26 年 12 月末までに総務省に報告すること。

以上